

別紙3 調剤報酬点数表

【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略) 第1節 調剤技術料 区分 00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき) 1～4 (略) 注1～12 (略) 13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。)において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 <u>10点</u> ロ 医療DX推進体制整備加算2 <u>8点</u> ハ 医療DX推進体制整備加算3 <u>6点</u> 01 (略) 第2節～第5節 (略)</p>	<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略) 第1節 調剤技術料 区分 00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき) 1～4 (略) 注1～12 (略) 13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。)において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 <u>7点</u> ロ 医療DX推進体制整備加算2 <u>6点</u> ハ 医療DX推進体制整備加算3 <u>4点</u> 01 (略) 第2節～第5節 (略)</p>